（別紙1の5）

**誓　約　書**

芦屋市暴力団排除条例（平成２４年芦屋市条例第３０号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、芦屋市（以下「市」という。）がこの誓約書の写し及び下記(2)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、市が警察署長に下記(1)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を市が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護法施行条例（令和４年芦屋市条例第２３号）第３条に規定する実施機関をいう。）及び議会に提供することについて同意します。

記

誓約事項

(1) 構成員は、次のア及びイに該当しないこと。

ア　条例第２条第２号に規定する暴力団員

イ　条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者

(2) 市が、構成員について暴力団等に該当するのか否かを確認するために、構成員の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、速やかに必要な情報を市に提出すること。

　　年　　月　　日

芦　屋　市　長 　宛

住　　　所

（所在地）

氏　　　名

法 人 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**（参考）**

**芦屋市暴力団排除条例**

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」とい

う。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2)　暴力団員　法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3)　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。

ア　暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として，又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し，又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし，事業者が法人である場合にあっては，役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア)　自己若しくは自己の関係者の利益を図り，又は特定の者に損害を与える目的を持って，暴力団の威力を利用する行為

(イ)　暴力団又は暴力団員に対して，金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもののほか，暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら，これを相手方として，下請契約，業務の再委託契約その他の契約を締結し，これを利用している事業者